



マイナポイントの申請はお早めに

問い合わせ／マイナンバー総合フリーダイヤル (☎0120-95-0178「5」)
市民課マイナンバー担当 (☎541-2500)

マイナンバーカードを令和5年2月末までに申請した方は、キャッシュレス決済サービスでマイナポイントを最大20,000ポイント取得できます。



マイナポイント
事業HP

ポイント取得の申請方法

- ◆スマートフォンやパソコンなど自分の端末 (窓口で待たずに手続きできます)
 - ◆全国の支援端末
 - 郵便局やコンビニATMなどの手続きスポット
 - 市役所本庁舎・吹上支所 (平日9時～16時)
 - 各公民館・生涯学習センター、市民センター (休館日を除く9時～16時)
- ※本人がお越しください。窓口が大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください

必要なもの

- マイナンバーカード
 - ※カード交付時に設定した利用者証明用電子証明書暗証番号 (4桁) が必要
- マイナポイント対象のキャッシュレス決済サービス (決済サービスIDとセキュリティコードを事前に確認してください)
- 公金受取口座の登録に必要な口座情報

注意事項

- 決済サービスのチャージ等を含め、9月末までに手続きが必要です
- 決済サービスによっては事前に締め切る場合があります

マイナンバーカード関連手続きの一部休止

全国的なシステムメンテナンスに伴い、マイナンバーカードの一部手続きが休止となります。

とき／5月1日(月)・2日(火)

- 休止業務／
- 電子証明書関連手続 (発行・更新・失効等)
 - 券面事項更新 (住所・氏名変更等)
 - 暗証番号初期化

問い合わせ／市民課マイナンバー担当 (☎541-2500)



このす空・花クーポン券を発行

問い合わせ／商工観光課商工労政担当 (内線3101)



市商工会では、燃料・物価高騰の影響を受けている市内飲食店や小売店等を営む方々を支援するため「このす空・花クーポン券」を発行します。クーポン券及び参加店一覧は広報かがやき7月号と一緒に配布予定です。

クーポン券有効期間／8月1日(火)～9月30日(土)

このす空・花クーポン事業参加店を募集

対象／市内で飲食店及び小売店等を営む中小・小規模企業者 (飲食・食料品、文房具用品、衣料品、生活雑貨などの一般小売店、理美容店等) ※大手フランチャイズ加盟店舗や大手チェーン店舗は対象外

換金手数料／無料

申込み・問い合わせ／商工観光課・市商工会に備えの申込書に必要事項を記入し持参・郵送・FAXで市商工会 (〒365-0038 本町6-4-20・☎541-1008・FAX541-1071)

